

## 不当労働行為の審査取扱状況（令和5年）

第1表 取扱件数

区 分	取扱件数	終結件数	翌年への繰越し
繰 越 し	3	2	1
新規申立て	7	1	6
計	10	3	7

第2表 申立事項別件数

申 立 事 項	繰越し	新規申立て	計
1号（正当な組合活動による不利益取扱い）	—	1	1
2号（団体交渉の拒否）	1	2	3
3号（支配介入）	—	—	—
4号（報復的な不利益取扱い）	—	—	—
1号と2号の複合したもの	—	2	2
1号と3号の複合したもの	—	1	1
2号と3号の複合したもの	2	1	3
1号と2号と3号の複合したもの	—	—	—
1号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
1号と2号と3号と4号の複合したもの	—	—	—
計	3	7	10

（注） 「申立事項」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

第3表 申立理由別件数

7条号別	申立理由	繰越し	新規申立て	計	
1号	正当な組合活動による不利益取扱い	解雇	—	—	—
		賃金等の差別	—	1	1
		仕事上の差別	—	1	1
		配転	—	—	—
		その他	—	2	2
		小計	—	4	4
2号	団体交渉の拒否	3	5	8	
3号	支配介入	組合誹謗	—	—	—
		別組合の育成	—	—	—
		協定不履行	—	1	1
		組合弱体化工作	2	2	4
		脱退強要	—	—	—
		就労拒否	—	—	—
		小計	2	3	5
4号	不当労働行為救済申立て等をしたことによる不利益取扱い	—	—	—	
計		5	12	17	

(注) 1 「申立理由」欄の1号ないし4号は、労働組合法第7条各号に定める不当労働行為の分類である。

2 1事件につき複数の申立理由がある場合があるため、件数の計は第1表の取扱件数の計とは一致しない。



第7表 業種別件数

業 種	製造	運輸、郵便			卸売、 小売	教育、 学習 支援	医療、 福祉	サービス	公務	その他	計
		旅客 運送	貨物 運送	郵便							
繰 越 し	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1	3
新規申立て	—	1	—	—	—	2	2	2	—	—	7
計	—	1	—	—	—	3	2	2	1	1	10

第8表 企業規模別件数

企業規模	49人 以下	50～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 499人	500～ 999人	1,000人 以上	計
繰 越 し	—	—	—	—	—	3	—	3
新規申立て	2	3	1	1	—	—	—	7
計	2	3	1	1	—	3	—	10

第9表 終結区分別件数

終結区分	命令・決定					和解・取下げ				計
	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	関与 和解	無関与 和解	取下げ	小計	
繰 越 し	1	—	—	—	1	1	—	—	1	2
新規申立て	—	—	—	—	—	1	—	—	1	1
計	1	—	—	—	1	2	—	—	2	3

第10表 終結件係属日数

終結区分	最 長	最 短	平 均
命 令 ・ 決 定	539	—	539
和 解 ・ 取 下 げ	218	92	155
総 平 均	—	—	283